

平成 29 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コト`番号 : 9501 東証第 1 部)
問合せ先 総務・法務室株式`ル-`マネ-`ジャー 前田 邦之
(TEL. 03-6373-1111)

当社に対する仲裁に関するお知らせ

当社は、下記に記載のとおり Cameco Inc. (以下、「Cameco」といいます。) より仲裁を申し立てられておりましたが、平成 29 年 12 月 15 日に同社より当社に対する損害賠償額の提示を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 仲裁申立の場所等

- (1) 仲裁地 東京
- (2) 仲裁規則 国際商業会議所仲裁規則
- (3) 準拠法 米国ニューヨーク州法
- (4) 申立日 平成 29 年 5 月 19 日

2. 仲裁を申し立てた者の概要

- (1) 名称 Cameco Inc.
- (2) 所在地 One Southwest Crossing, Suite 210, 11095 Viking Drive, Eden Prairie, MN 55344, U. S. A.

3. 仲裁申立の経緯及び内容

当社は、Cameco とウラン精鉱購入契約 (以下、「本契約」といいます。) を締結してウラン精鉱を購入しておりましたが、平成 29 年 1 月 24 日に本契約の条項に基づき本契約を解除しました。これに対し、Cameco が、同年 5 月 19 日、当社に対し下記 4. 記載の各請求について国際商業会議所に仲裁を申し立てました。Cameco は仲裁廷の指示により、当社に対する請求の金銭的評価額が同年 5 月 31 日までにおいて 4,000 万米ドルであることを明らかにしていたところ、同年 12 月 15 日、同社の主張書面において新たに下記 4. 記載のとおり損害賠償額を提示したものです。

4. Cameco による請求の内容等

本契約の解除が無効であることの確認及び本契約に基づくウラン精鉱の引取り又は当社がウラン精鉱を引き取らない場合の損害の賠償並びに仲裁関係費用の支払い等。

Cameco は、上記の損害賠償額を現時点で総額 681.9 百万米ドルとしています。

5. 今後の見通し

当社は、本契約の条項にしたがい本契約を解除しており、今後の仲裁手続きを通じて、当社の正当性を主張してまいります。なお、現段階において当該仲裁が、当社の業績に与える影響等はないものと考えております。今後新たに開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上